

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成29年4月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600282 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700003 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 11 日

A 社から平成 25 年 10 月 11 日 (育児休業期間中) に支給された賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険法によれば、被保険者の育児休業期間中に、事業主が年金事務所に被保険者に係る育児休業取得の申出を行った場合、育児休業期間に係る厚生年金保険料は免除することとされている。

請求期間に係る賞与が育児休業期間中に支払われたものか否かについては、A 社に係る賞与賃金台帳、平成 25 年分給与所得に対する源泉徴収簿、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) 及び同社の回答から、当該賞与は請求者の育児休業期間中である平成 25 年 10 月 11 日に支払われたことが確認できる。

しかしながら、請求者の育児休業期間中に、事業主が年金事務所に育児休業に係る申出を行ったか否かについては、A 社は、請求者に係る厚生年金保険育児休業等取得者申出書を提出したかは不明である旨回答している。

一方、日本年金機構 B 年金事務所は、請求者に係る厚生年金保険育児休業等取得者申出書は受け付けていない旨回答しており、オンライン記録においても請求者の請求期間に係る育児休業取得の記録は確認できない。

また、健康保険についても厚生年金保険と同様に事業主が健康保険の保険者に育児休業取得の旨を申し出た場合、育児休業期間に係る健康保険料は免除されることとなるが、A 社が加入している C 健康保険組合は、請求者の請求期間に係る育児休業等取得者申出書及び賞与について、同社から届出がないため記録は無い旨回答している。

他方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合とされているところ、前述の賞与賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるため、当該法律に基づく訂正には該当しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が、年金事務所に請求者の育児休業取得に係る申出を行っていたとは推認できず、また、請求者が請求期間の厚生年金保険料を賞与から控除されていたことを確認できないため、請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。